

令和7年度松本市食品衛生監視指導計画の概要

I 趣旨

飲食店や食品製造施設の衛生管理、食品の規格基準適合等、食品の安全性の確保のため、店舗や製造施設の監視指導、食品の検査、食品等事業者（以下、「事業者」という。）に対する衛生管理の支援等について、年間計画を策定するものです。

II 総括的事項

- 1 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間
- 2 対象地域：松本市内
- 3 根拠法令：食品衛生法
- 4 関係法令：と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品表示法、松本市食品衛生法施行条例等

5 基本方針

(1) 監視指導の実施

過去の食中毒や違反発生状況を考慮し、食品の生産、製造、流通、販売等の各過程において、重点的かつ効果的に施設監視及び食品検査を実施します。

(2) 自主衛生管理の支援

HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理等、事業者の自主的な衛生管理を支援するとともに、事業者や従事者を対象とした衛生講習会を開催し、衛生確保の充実を図ります。

(3) 消費者の視点に立った食品の安全・安心確保

食品に関する正しい情報の提供、市民との意見交換等を実施することで、消費者とともに食品の安全・安心を確保します。

III 計画の実施に関する事項

1 監視指導の実施体制

- (1) 食品事業所に対する立入検査：松本市保健所 食品・生活衛生課（食品衛生監視員）
- (2) と畜検査：松本市食肉衛生検査所（と畜検査員）

2 関係機関との連携

広域流通食品等に係る違反や大規模食中毒の健康危害発生に対応するため、関係する自治体等との連携を行います。

生産から消費までの食品の安全性確保のため、庁内関係部局との情報共有及び連携を行い対応します。

IV 監視指導の実施

1 監視指導の基本的事項

- (1) 食品関係営業施設等への立入検査計画件数：約1,070件
食品の広域流通施設、大規模食品製造業、営業許可の更新施設等を中心に、許可を要する食品営業施設 約1,000件、学校、病院、社会福祉施設等の給食施設 約70件 合わせて約1,070件に対して行います。
- (2) 流通食品の検査計画件数：約160件（R6 約160件）
過去の違反事例等から判断し、市内で製造、流通している食品を対象に検査します。
- (3) と畜検査件数：所管すると畜場に搬入される全ての家畜について実施

2 監視指導の重点実施事項

- (1) 食中毒防止策
- (2) 違反・苦情食品発生防止策
- (3) その他（輸入食品対策、国内農畜水産物の残留農薬等対策等）

V 自主衛生管理の支援

1 事業者の自主的な衛生管理の促進

- (1) HACCPに沿った衛生管理を中心とした衛生管理体制強化のための支援
- (2) 市が委嘱する食品衛生推進員の事業者への助言、巡回指導等による事業者の自主衛生管理の促進

2 人材の育成・衛生的知見の充実

- (1) 事業者に対する各種講習会の開催
- (2) 食品衛生推進員に対する研修会の実施

VI 消費者の視点に立った食品の安全・安心確保

1 計画の実施状況の公表・意見募集

本計画の実施結果は令和8年6月末までに公表

2 食品の安全性に関する意見交換・情報提供等に関する事項

- (1) 意見交換、教育に関する事業の実施
- (2) 市民への情報提供